



新庄市熱中症対策アクションプラン

令和 6 年 8 月

新 庄 市



1. 目的	1
2. 本市における熱中症の現状	1
3. 目標	3
4. 推進体制	3
5. 熱中症対策の具体的な施策	3
(1) 効果的な普及啓発の実施	3
(2) 熱中症警戒アラートの発表及び周知と熱中症予防行動の徹底	3
(3) 熱中症弱者のための熱中症対策	4
(4) 管理者がいる場等における熱中症対策	4
①学校等現場における熱中症対策	4
②職場における熱中症対策	4
③スポーツ時における熱中症対策	4
④イベント時の熱中症対策	4
⑤災害時の避難所での被災者及び支援者における熱中症対策	4
⑥農業現場における熱中症対策	5
(5) 行政及び地域の関係主体における熱中症対策	5
①行政及び地域の関係者における連携した熱中症対策の推進	5
②暑さ指数及び熱中症警戒アラートの効果的な活用の推進	5
(6) 熱中症特別警戒アラートの発表及び周知と迅速な対策の実施	5
6. 熱中症対策の重点プロジェクト（再掲）	5
重点プロジェクト1 家庭用冷房機（エアコン）新規購入事業補助金	5
重点プロジェクト2 学校等現場における熱中症対策	7
重点プロジェクト3 イベント時の熱中症対策	7
重点プロジェクト4 クーリングシェルの指定及び活用	7
資料1 新庄市熱中症対策会議設置要綱	9

1. 目的

近年、地球温暖化は急速に進んでおり、わが国でも、夏季において猛暑日や熱帯夜となる日数が年々増加しています。国内での高温等による熱中症患者の救急搬送人員は毎年数万人を超え、死亡者数は5年移動平均で1千人を超える高い水準で推移しています。

政府は令和5年5月に、今後起こり得る極端な高温も見据え、熱中症対策を一層推進することを目的に、気候変動適応法(平成30年法律第50号)(以下「法」という。)を改正し、熱中症対策実行計画を策定しました。

新庄市熱中症対策アクションプランは、政府の熱中症対策実行計画に基づき、熱中症対策の具体的な施策を定め、本市の自然的社会的条件に応じた熱中症対策を推進することを目的とします。市民・事業者・行政が一体となって熱中症予防行動を推進することで、熱中症から市民の生命・健康を守り、安全・安心なまちづくりを進めます。

2. 本市における熱中症の現状

最上地域の熱中症による救急搬送人員は、34～93人で推移しており、年間救急搬送人員の1.1%～3.0%を占めています。(表1)

表1 最上地域の熱中症救急搬送人員の推移

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
年間救急搬送人員	2,865	2,439	2,784	3,038	3,114
うち熱中症疑い搬送人員	57	43	44	34	93
割合	2.0%	1.8%	1.6%	1.1%	3.0%
参考 新庄市の搬送人員	32	20	24	16	52

令和5年の熱中症による救急搬送人員を年齢区分別(表2)で比較すると、本市では約50%が65歳以上の高齢者となっています。一方、全国では65歳以上の高齢者は約55%であり、高齢者の割合が5ポイント下回っています。

表2 令和5年 救急搬送人員(年齢区分別)

令和5年	年齢区分別(人)					
	新生児	乳幼児	少年	成人	高齢者	合計
全国	5	796	9,583	30,910	50,173	91,467
	0.0%	0.9%	10.5%	33.8%	54.9%	100.0%
山形県	0	7	96	341	667	1,111
	0.0%	0.6%	8.6%	30.7%	60.1%	100.0%
最上郡	0	2	7	28	56	93
	0.0%	2.1%	7.5%	30.2%	60.2%	100.0%
新庄市	0	1	6	19	26	52
	0.0%	1.9%	11.6%	36.5%	50.0%	100.0%

令和５年の熱中症による救急搬送人員を初診時における傷病程度別（表３）で比較すると、本市では死亡者の発生はなく、軽症の割合が高いという傾向があります。

表３ 令和５年 救急搬送人員（傷病程度別）

令和５年	初診時における傷病程度別（人）					
	死亡	重症	中等症	軽症	その他	合計
全国	107	1,889	27,545	61,456	470	91,467
	0.1%	2.1%	30.1%	67.2%	0.5%	100.0%
山形県	4	44	275	760	28	1,111
	0.4%	4.0%	24.7%	68.4%	2.5%	100.0%
最上郡	1	2	15	75	0	93
	1.1%	2.2%	16.1%	80.6%	0.0%	100.0%
新庄市	0	1	4	47	0	52
	0.0%	1.9%	7.7%	90.4%	0.0%	100.0%

令和５年の熱中症による救急搬送人員を発生場所別（表４）で比較すると、本市では住宅が約４０％、公衆屋内が約１２％、屋外が約１５％、道路が約１４％であり、全国と比較すると公衆屋内外の発生が高くなっています。

表４ 令和５年 救急搬送人員（発生場所別）

令和５年	発生場所別（人）								
	住宅	仕事場 ※①	仕事場 ※②	教育 機関	公衆 （屋内）	公衆 （屋外）	道路	その他	合計
全国	36,541	9,324	2,013	4,310	7,497	11,742	15,186	4,854	91,467
	39.9%	10.2%	2.2%	4.7%	8.2%	12.8%	16.6%	5.3%	100.0%
山形県	523	122	40	38	66	131	124	67	1,111
	47.1%	10.9%	3.6%	3.4%	5.9%	11.8%	11.2%	6.1%	100.0%
最上郡	46	7	1	3	7	11	13	5	93
	49.4%	7.5%	1.1%	3.3%	7.6%	11.8%	13.9%	5.4%	100.0%
新庄市	21	3	1	1	6	8	7	5	52
	40.4%	5.8%	1.9%	1.9%	11.5%	15.4%	13.5%	9.6%	100.0%

※①工事現場、工場、作業所等 ※②農・畜・水産業（田畑、森林、海、川等）

上記の救急搬送人員の比較から、本市の傾向として 65 歳以上の高齢者の自宅及び公衆屋内外における熱中症対策が重要であることが分かります。今後も予防行動を促し、熱中症による死亡者や重傷者を出さないよう取り組む必要があります。

3. 目標

熱中症対策の具体的な施策を実行し、取組を通じて熱中症についての市民の理解を深め、適切な予防行動の定着を図ることにより、以下の目標の達成を目指します。

熱中症死亡者数ゼロ

救急搬送人員の半減

4. 推進体制

熱中症対策は、市民の命や健康に直結する重要な課題であり、関係する分野は、医療、福祉、教育、スポーツ、農林水産業、労働現場など多岐にわたります。

本市では、庁内における連携を強化し、熱中症対策を体系的・効果的に進めるため、令和6年5月に新庄市熱中症対策会議設置要綱を制定し、具体的な対策の検討を行うため、関係各課が連携しながら、全庁的な体制の下、取組を推進します。

5. 熱中症対策の具体的な施策

熱中症対策の推進や強化に当たっては、本市における熱中症の現状を踏まえ、熱中症予防行動等に関する効果的な普及啓発や積極的な情報提供を行い、熱中症警戒アラートを活用し、「自助」や周囲の人々や地域の関係者等の「共助」により、あらゆる主体が熱中症予防行動をとるように促します。また、高齢者や子ども等の熱中症弱者（以下「熱中症弱者」という。）のための対策を進め、学校等の管理者がいる場における対策、行政や地域における対策を講じます。

さらに、気温が特に著しく高くなることにより重大な健康被害が生じるおそれがある場合には、法に基づき発表される熱中症特別警戒アラートの周知や、指定暑熱避難施設（以下、「クーリングシェルター」という。）の開放等、機動的かつ速やかに対策を行います。

（１）効果的な普及啓発の実施

- 熱中症予防強化期間を4月から9月に設定し、期間中に時季に応じた適切な情報を発信することで、熱中症予防行動の呼びかけを行います。（健康課）
- 国県が実施するZEH・ZEB化補助や省エネルギーリフォーム補助など省エネルギーに資する補助制度に関する情報を提供し、健康・快適で省エネルギーな住宅や暮らし方の普及を図ります。（都市整備課）
- 熱中症予防情報サイトや情報提供アプリを紹介し、様々なルート、ツールを通じて熱中症に関する情報を広く市民に届け、熱中症予防行動を促します。（健康課）

（２）熱中症警戒アラートの発表及び周知と熱中症予防行動の徹底

- 防災行政無線やSNSを活用し、熱中症警戒アラートの情報を広く市民に周知するとともに、救急搬送状況を新庄コミュニティー放送（コミュニティーFM）に情報提供し、熱中症予防行動を促します。（環境課）

(3) 熱中症弱者のための熱中症対策

- 熱中症予防を呼びかけるリーフレットを活用し、熱中症弱者に対する周知を強化します。(各課)
- 民生児童委員や社会福祉協議会などの福祉等関係団体と連携して、熱中症弱者の見守りや熱中症予防行動の呼びかけ活動を依頼します。(成人福祉課)
- 新庄市家庭用冷房機(エアコン)新規購入事業補助金により、住民税非課税世帯などの低所得者で、高齢者・障がい世帯、子育て世帯などのエアコン設置を支援します。(上限5万円 対象経費の2/3補助)(環境課) **重点1**

(4) 管理者がいる場等における熱中症対策

①学校等現場における熱中症対策

- 「新庄市立小中義務教育学校 熱中症対策ガイドライン」を活用し、厚さ指数を計測した上で、活動の可否や方法を判断したり、予防措置や発生時の対応について具体的に示したりすることで、学校の教育現場における熱中症対策の強化を図ります。(学校教育課) **重点2**
- 保育所、幼稚園等においても、学校における熱中症対策ガイドラインを参考に、適切な水分補給や活動場所の選定など、熱中症事故の防止について適切に対応していきます。
- 放課後児童クラブにおいても、学校における熱中症対策ガイドラインを参考に、適切な水分補給や活動場所の選定など、熱中症事故の防止について適切に対応していきます。(子育て推進課) **重点2**

②職場における熱中症対策

- 市内事業者に対し、職場における熱中症対策に関する情報を発信し、熱中症予防等の強化を促します。(各課)
- 熱中症予防に効果のある衣類や機器等を活用した、個人の健康管理による熱中症予防方法に関しての情報を市内事業者及び市民に広く周知します。(各課)

③スポーツ時における熱中症対策

- スポーツ活動中の熱中症事故防止に関して、市民やスポーツ関係団体等に向けた周知や研修、SNS等を通じた注意喚起を実施します。また、社会体育施設へのエアコン設置を検討します。(社会教育課)

④イベント時の熱中症対策

- 環境省の「夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン」を活用し、夏季に人が多く集まるイベントの開催時期や時間等を検討するなど、主催者等へのイベント時の熱中症対策の強化徹底を図ります。(各課) **重点3**
- 新庄まつりの熱中症対策として、会場内や運行経路等にテント等で日陰をつくるほか、散水や微細ミストの噴霧による冷却を行うなど、新庄まつり実行委員会と連携して対策強化を図ります。その他のイベントについては、これらの事例を示し、主催者等が取り組むべき熱中症対策の周知徹底を図ります。(商工観光課)

重点3

⑤災害時の避難所での被災者及び支援者における熱中症対策

- 避難所に温度計や湿度計、大型扇風機、エアコンなどの空調装置、遮光カーテン等の設置を検討し、避難所の室内温度を適切に保つための環境整備を行

います。(環境課)

- 避難所でこまめに水分補給ができるよう、飲料水の備蓄・配布を行います。(環境課)

- 避難所で過ごす人に対し、服装を工夫するなど個人でできる熱中症予防を促します。(環境課)

⑥農業現場における熱中症対策

- 熱中症警戒アラートや熱中症リスクに応じた注意喚起情報等を、農業者等にきめ細かく提供します。(農林課)
- 農業者に対し、農作業中の熱中症対策について注意喚起を行います。(農林課)

(5) 行政及び地域の関係主体における熱中症対策

①行政及び地域の関係者における連携した熱中症対策の推進

- 庁内における熱中症対策を担う全ての各課間で連携、協力して総合的、横断的に対策を実施できるよう庁内体制の整備を行います。(環境課)
- 公共施設及び民間施設をクーリングシェルターに指定し、暑さを避けるため市民の利用に供する施設を広く確保し、市民に周知します。特に、高齢者が立ち寄る店舗や児童の通学路付近の店舗などにクーリングシェルターとしての協力を依頼します。(環境課) **重点 4**
- 新庄市衛生組合連合会と連携し、グリーンカーテンの普及啓発を推進します。(環境課)

②暑さ指数及び熱中症警戒アラートの効果的な活用の推進

- 暑さ指数及び熱中症警戒アラートについて、庁内各課で十分に活用が図られるよう情報共有し、適切な熱中症対策が実施されるよう働きかけを行います。(環境課)

(6) 熱中症特別警戒アラートの発表及び周知と迅速な対策の実施

- 熱中症特別警戒アラートの発表について、防災行政無線、SNS、エリアメール、コミュニティFMなどにより、熱中症特別警戒アラートを広く市民に周知し、一層の予防行動が必要なことを強く呼びかけます。(環境課)
- 熱中症特別警戒アラートが発表された際には、法に基づきクーリングシェルターを開放し、適切に運用します。(クーリングシェルター管理者)

6. 熱中症対策の重点プロジェクト(再掲)

重点プロジェクト1 家庭用冷房機(エアコン)新規購入事業補助金

熱中症対策のため、住民税非課税世帯などの高齢者・障がい世帯や子育て世帯などで、自宅にエアコンが設置されていない世帯が、新規設置する場合の購入費を1台まで補助します。

なお、この要件を満たす世帯で高校3年生までの子を持つ子育て世帯については、既にエアコンを保有していても子供部屋などへの設置であれば補助対象とします。

区 分	内 容
補助金額	上限 5 万円（対象経費の 2 / 3 補助）
補助対象	家庭用エアコン（例：壁掛、窓用、床置型） および室外機（壁掛型設置時） ※市内の店舗から新品で購入したものに限り。
対象経費	・エアコン本体及び室外機の購入費用 ・設置工事費 ※リサイクル料金等は除く
対象世帯	1 次のすべての要件に該当すること。 ・世帯員全員が本市に居住し、本市の住民基本台帳に記載されていること。 ・世帯員全員が本市の市税等を滞納していない世帯。 ・世帯員の全員が令和 6 年度の住民税が非課税であること。 ・当該エアコンの購入及び設置に本市から他の補助を受けていないこと。 ・現に居住する自宅にエアコンが設置されていない又は故障等によって使用できるエアコンがないこと。 2 1 の要件を満たし、かつ次のいずれかの要件を満たす世帯であること。 ・世帯員の全員が 65 歳以上であること。 ・世帯員に身体障害者手帳 1 級または 2 級の人がいること。 ・世帯員に精神障害者保健福祉手帳 1 級の人がいること。 ・世帯員に療育手帳 A の人がいること。 ・世帯員に児童扶養手当を受給する人があること ・生活保護法による保護を受けている世帯である場合は、同法の定めに基づく冷暖房器具及び設置費用の支給を受けることができない世帯であること。 ※満 18 歳以下又は高等学校に在籍する世帯員がいる世帯は、自宅にエアコンが設置されていても、対象とします。

重点プロジェクト2 学校等現場における熱中症対策

- 「新庄市立小中義務教育学校 熱中症対策ガイドライン」を活用し、厚さ指数を計測した上で、活動の可否や方法を判断したり、予防措置や発生時の対応について具体的に示したりすることで、学校の教育現場における熱中症対策の強化を図ります。(学校教育課)
- 保育所、幼稚園等においても、学校における熱中症対策ガイドラインを参考に、適切な水分補給や活動場所の選定など、熱中症事故の防止について適切に対応していきます。
(子育て推進課)

重点プロジェクト3 イベント時の熱中症対策

- 環境省の「夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン」を活用し、夏季に人が多く集まるイベントの開催時期や時間等を検討するなど、主催者等によるイベント時の熱中症対策の強化徹底を図ります。(各課)
- 新庄まっりの熱中症対策として、会場内や運行経路等にテント等で日陰をつくるほか、散水や微細ミストの噴霧による冷却を行います。その他のイベントについては、これらの事例を示し、主催者等が取り組むべき熱中症対策の周知徹底を図ります。(商工観光課)

重点プロジェクト4 クーリングシェルトアの指定及び活用

1. クーリングシェルトアの指定状況

○市施設 R6.6.24 現在5施設 目標10施設

市役所本庁舎(市民課ロビー)、山屋セミナーハウス、萩野地区公民館、八向地区公民館、ふるさと歴史センター

※指定管理者が管理する市民プラザ、図書館、わくわく新庄、文化会館、雪の里情報館を順次指定予定

○民間施設 目標10施設

市内の店舗や事務所など民間事業者に協力を依頼し、クーリングシェルトアの面的な展開を目指します。特に高齢者が立ち寄る店舗や児童の通学路付近の店舗などに協力を依頼します。(薬局、スーパー、コンビニエンスストア、ドラッグストア、ホームセンターなど)

2. クーリングシェルトアの基準

- (1)施設の運営時間内に、クーリングシェルトアとして施設の一部を開放できること。
- (2)適切な冷房設備が備わっていること。
- (3)利用者にとって適切な空間を確保できること。

3. クーリングシェルトアの協定及び公表

市は、あらかじめクーリングシェルトアの名称、所在地、開放可能日及び時間帯、受入可能人数を公表しなければならないため、民間施設については、協定書を締結の後に公表を行います。

4. クーリングシェルトアの周知方法

市が指定したクーリングシェルトアの周知については、市報やお知らせ版、

市ホームページやSNSを始め、指定施設へのポスター掲示により市民へ周知します。また、県への報告により、県内指定施設一覧への表示、Google マップでの表示となります。

5. クーリングシェルトの開放

- (1)管理者は、熱中症特別警戒アラートが発表された場合、施設の運営時間内に、クーリングシェルトとして施設の一部を開放すること。
- (2)既設のイスやソファを活用し、適切な空間を確保すること。
- (3)体調不良者が発生した場合、家族などに連絡すること。また、重度と思われる症状の場合は、救急車を要請すること。

6. クーリングシェルトの運用期間

クーリングシェルトの運用期間は、毎年度環境省が行う熱中症警戒情報の運用期間（4月第4水曜日から10月第4水曜日まで）とする。ただし、初年度は協定締結日を開始日とします。

資料 1 新庄市熱中症対策会議設置要綱

新庄市熱中症対策会議設置要綱

(目的)

第1条 熱中症による健康被害が急増する等、気候変動問題への対策が喫緊の課題となっていることに鑑み、今後も見込まれる酷暑に対し、各課が連携し的確な熱中症対策を実施するため、新庄市熱中症対策会議（以下「対策会議」という。）を設置する。

(対策会議の所掌事項)

第2条 対策会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 熱中症対策の実施に係る総括に関すること。
- (2) 熱中症特別警戒情報が発表された場合の対策に関すること。
- (3) その他熱中症対策の実施に係る重要事項に関すること。

(対策会議の構成)

第3条 対策会議は、政策調整会議及び課長会に関する規定（昭和53年訓令第2号）第4条第2項に規定する者で構成する。

2 対策会議に議長を置き、市長をもって充てる。

3 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 対策会議は、本市において熱中症特別警戒情報が発表された場合のほか、議長が特に必要と認めたときに、議長が招集する。

2 議長は、必要に応じ、対策会議に研究機関、学識経験者その他の対策会議の構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(熱中症対策調整会議の設置)

第5条 市が実施する熱中症対策に係る検討、情報共有等を行うため、対策会議新庄市熱中症対策調整会議（以下「調整会議」という。）を置く。

(調整会議の所掌事項)

第6条 調整会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 熱中症対策に係る検討、調整等に関すること。
- (2) 熱中症対策に関する各課等の連携、情報共有等に関すること。
- (3) その他熱中症対策に関すること。

(調整会議の構成)

第7条 調整会議は、副市長、教育長、総務課長、総合政策課長、財政課長、環境課長、成人福祉課長、子育て推進課長、健康課長、農林課長、商工観光課長、都市整備課長、上下水道課長、教育次長、教育総務課長、学校教育課長、及び社会教育課長で構成する。

2 調整会議に議長を置き、副市長をもって充てる。

3 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(調整会議)

第8条 調整会議は、必要に応じ、議長が招集する。

2 議長は、必要に応じ、調整会議に研究機関、学識経験者その他の調整会議の構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 対策会議及び調整会議の庶務は、環境課において処理する。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。